

# 就労世代の健康づくり推進事業委託業務に係る企画提案書作成のための仕様書

## 1 業務の名称

就労世代の健康づくり推進業務

## 2 業務の目的

生活習慣病は、喫煙や食習慣等の生活習慣の改善により病気の発症や重症化を予防することができる一方で、特に就労世代においては、さまざまな要因のために健康づくりに取り組みにくい状況があることから、就労世代への健康支援は生活習慣病の予防及び健康寿命延伸のために重要な課題である。

そこで、身体の状態を測定する機器やツール等を活用し、自身の身体の変化を把握することで、生活習慣を改善しようとする意識を高めるとともに、専門家の指導を通して正しい生活習慣を身に付けることにつなげるなど、効果的な生活習慣の改善による健康増進を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) 事業計画の作成

契約締結後は速やかに事業計画を作成し、被検者となる就労世代の県民を募った上で、事業計画に基づく取組を行うこと。なお、実施に当たっては、糖尿病専門医等医師の指導のもと業務を実施する体制を整備すること。

被検者の人数：200人程度

被検者の条件：原則18歳以上

### (2) アンケートの実施

調査票を作成し、取組の前後で被検者の健康意識及び生活実態に関する調査を実施すること。

### (3) 血糖値のモニタリング

被検者が自らの健康の状態をモニタリングするため、機器装着前に事業の説明をし、同意を得た上で「Free Style リブレ2」を使用して血糖値を測定すること。また、「Free Style リブレ2」については、県から現物で支給する200個を使用し、機器装着後、何らかの理由により測定に至らなかった場合は、その旨を記録しておくこと。なお、機器の取り外しについては責任を持って対応すること。

### (4) 専門家による健康相談の実施

測定期間中は被検者と連絡を取り、専門家による健康相談を実施すること。

### (5) 被検者への結果の還元及び糖尿病の疑いがある方への保健指導・受診勧奨

測定結果から糖尿病の疑いがある被検者に対して、生活習慣改善のための保健指導を行うとともに、医療機関への受診につながるよう受診勧奨を行うこと。

### (6) アンケート結果及び測定結果の分析

それぞれを分析し、各被検者に統括コメントを提供する。また、データの分析結果及び糖尿病の疑いがある被検者に対する効果的な受診勧奨の方法について考察すること。

## 5 提出物

受託業務に係る提出物は、以下のとおりとする。なお、県が特に指定しない限り、紙媒体1部及び電子データを提出すること。

### (1) 業務の実施体制が分かる資料

糖尿病専門医等医師の指導のもと業務を実施する体制を整備するとともに、業務責任者や各業務に係る担当者の役割を明記することとし、契約締結後、速やかに提出すること。

### (2) 事業計画書

契約締結後、速やかに提出すること。

### (3) 実績報告書

事業名、事業実施期間、実施した事業内容、成果物の内容、事業完了日等を記載したものを業務完了後、速やかに提出すること。

### (4) その他受託業務の実施に当たり、県が必要と認めるもの

## 6 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 再委託等の禁止

受託者は、受託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、効率的に業務を遂行する上で必要と認めるときは、県の承諾を得た上で、その一部を委託することができる。

### (2) 情報セキュリティ管理

受託者は、委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年10月5日条例第38号）、和歌山県情報セキュリティポリシーの他、関係法令等を遵守する。

### (3) 秘密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で、知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。  
なお、このことは、本業務終了後においても同様とする。

### (4) 権利の帰属

受託者は、委託業務で作成した全ての成果物に関する著作権は、原則として県に帰属する。

ただし、協議により、県が認めた場合はこの限りではない。

### (5) 経理

受託者は、業務に係る経理状況を明確にしておくとともに、県の求めに応じて説明する必要がある。

## 7 その他

(1) 業務の実施に当たっては、業務内容を十分に理解し、県と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。

(2) 委託業務に基づき作成された成果物に関する成果発表等を行う場合は、県からの委託業務の成果であることを明らかにすること。また、業務により得られた資料・情報等は、県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。

(3) 仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者が協議の上、決定すること。